

尾崎行雄の尚武論

加地直紀

- 一 はしがき
- 二 新潟時代の尾崎
- 三 『新潟』における尾崎の主張
- 四 尾崎の尚武論
- 五 結び

一 はしがき

「憲政の神」と称された尾崎行雄（一八五八―一九五四）は、明治十二（一八七九）年より同十四（一八八一）年まで『新潟新聞』（以下『新潟』）主筆を務め、明治十三（一八八〇）年十二月に『尚武論』を出版した。同書に注目した矢野文雄は尾崎を統計院に仕官させ、これが機縁で尾崎は大隈重信の配下となり、明治十五（一八八二）年、立憲改進黨結党に参画した。⁽²⁾

尾崎の政界入りの契機となった『尚武論』は明治・大正・戦前昭和期に亘り、高く評価された。明治期には、『尚武論』は「尤も世人ノ喝采を博した」と評された⁽³⁾。大正期には、『尚武論』により北越の論壇を「風動」させ今でも越後に行くとき当時の罌堂話が「至る処に持てはやされ」ているといわれた⁽⁴⁾。昭和戦前期には、新潟新聞主筆時の社説で「最も光を放つた文章」は『尚武論』であり「当時稀に見る快文字」であった、出版されると洛陽の紙価を高めからしめた、『尚武論』が先輩の手に渡ると「鬼才尾崎」の名は益々聞こえ、矢野文雄に知られたのも同書が仲介であるとされた⁽⁵⁾。『尚武論』により尾崎への評価が高まり矢野に知られ、尾崎の官界入りにつながったことが分かる。

尾崎の伝記作家は次のように述べている。『尚武論』は翻訳書ではない著作としての処女出版である。「時流に投じた」ため好評を博し八年後に再版、その数年後には第三版が出された。尾崎は後年軍備縮小を唱え売国奴と罵られたが当時は「熱烈な強兵論者」であった。同書に感服した矢野が尾崎を政府に誘った⁽⁶⁾。『尚武論』が好評を博したこと、同書により尾崎は政界入りすることになった点では、尾崎生前の評価と同様であるが、後年の軍縮論者としての尾崎とは異なる「熱烈な強兵論者」の表れと位置付ける評価に注目したい。

『尚武論』は政界入りの契機となり、明治・大正・昭和三代に亘り評価され、「熱烈な強兵論者」の表れとして位置付けられたことが分かるが、同書は先行研究において如何なる評価を受けているであろうか。代表的な尾崎行雄研究者は、近代日本政治史上尾崎ほど長命で「各時代の脚光」を浴び続けた政治家はいない、明治二十年から三十年代は「対外硬派の驍将」、大正デモクラシー期には「大正デモクラシー運動の指導者の一人」、昭和期には「軍部・ファシズム批判の闘士」であったと総括した上で、明治期における尾崎のナショナリズムを検討する項目で次のように分析する。すなわち、国権拡張のためには民権を基礎とした文権と武権との拡充が不可欠であり、時代状況に応じ武権と文権との何れに力点を置くかを日本内外の情勢に応じ決めるべきという判断を尾崎が

したことを『尚武論』の「第一章 総論」を引用して説明し、国際関係は文明の進歩に伴い道理が支配するようになるだろうしそのために努力すべきと尾崎が説いたこと、国際社会を「虎狼世界」と彼が認識していたことを同書の「七章 外勢」を引用して説明している。⁽⁷⁾ 尾崎最後の自伝の解説は、尾崎は軍備縮小や国際協調を説いた「平和主義者」というイメージを持たれているが彼の外交論はそれほど単純ではないとする興味深い指摘をしているが、『尚武論』には言及してない。⁽⁸⁾ つまり学術研究では「憲政の神」というイメージの外、「対外硬派」、単純に「平和主義者」というイメージでは捉えられないとの指摘があるものの、尾崎の『尚武論』を断片的に紹介するか、あるいは言及してない。⁽⁹⁾

尾崎が新潟県在住時に『尚武論』を出版したことが彼の政・官界入りの契機となり、あるいは『尚武論』が後年の平和主義者尾崎というイメージとは異なる点の表れでありながら、同書を本格的に分析した先行研究は管見の及ぶ限り存在しない。本稿では、第一に新潟県における尾崎の言論以外の活動を紹介、第二に『新潟』主筆としての主張を分析、第三に尾崎の尚武論を検討する。これにより、「憲政の神」尾崎の国会開設前までの思想を明らかにし、『尚武論』を彼の生涯に位置付けることが本稿の目的である。換言すれば、筆者はこれまで尾崎の言動の変化を指摘してきたが、⁽¹⁰⁾彼の生涯における『尚武論』を本稿で位置付ける。

なお本稿では、大正後期に平凡社から出版された『尾崎行雄全集』を『旧全集』、尾崎行雄『尚武論 全』（新潟新聞社、明治十三年十二月）を『初版』、尾崎行雄『再版 尚武論 全』（集成社書店、明治二十年十月）を『再版』と表記する。

二 新潟時代の尾崎

本章で明治十二年十月から同十四七月までの尾崎の新潟県における言論以外の活動を分析するが、その前に当該期の日本国内あるいは新潟県内の状況や『新潟』の概況を述べる。

明治十年代前半における日本政治の課題は、国会開設問題と条約改正問題であった。一八八〇年代の日本は農民八割社会であり、新聞により政治論や政界情報が豪農商知識人に流布し、遊説が豪農商知識人を中央政界・政客に結び付け、府県会も豪農商知識人を政治運動に向かわせたという。⁽¹⁾つまり尾崎が新潟県で活動した時代は、新聞や遊説、府県会が豪農商知識人を日本政治に直結させた時代であることが分かる。

次に新潟県内の政治情勢をみる。明治十(一八七七)年頃から、新潟県で自由民権思想が擡頭した。当時同県で最も自由民権思想が進んでいたのが上越地方であり、政談集会により民権思想が鼓吹され、中越・下越・佐渡地方へと広がっていった。また明治十一(一八七八)年から同十二年にかけて、『新潟』に国会開設を求める意見が再三掲載されるようになっていた。明治十二年八月、千葉県県会議員桜井静の勧誘に対し、下越の山際七司、上越の小山宋四郎が応じ、新潟県で国会開設運動が始まる。山際ら地主層は、明治十三年前半頃までは、『新潟』と同紙に集まる都市知識人とから思想的影響を受けていた。国会開設運動の機は熟したとの山際・小山両名の情勢判断により、明治十三年四月五日、国会開設懇望協議会が開催された。出席者は六十名であったが、山際や西潟為蔵等の下越豪農が圧倒的に多かった。同年五月十六日の第二回会議で山際と島田茂とを上京委員に選定し、国会開設懇望建白書を決定した。同年七月八日、山際・島田両名は元老院へ行き建白書を捧呈したが棚上げとなった。明治十三年十一月二十四日、上京委員に選定され第二回国会開設請願書を提出することになった山際と渡辺腆とは太政官へ赴いたが請願書を受理されなかった。同年十二月九日、新潟県を始めとする十三県二十五名

の委員が国会開設請願のため太政官に集ったが、同日、太政官布告第五十三号が公布され中央政府に直接陳情する事が出来なくなった。十二月十日、十一日、十三日、山際と渡辺とは太政官へ赴いたが請願書は受理されなかった。⁽¹²⁾つまり尾崎が新潟県に滞在した時代は、同県で国会開設運動が始まり同運動を『新潟』が支援し影響を与えていたこと、明治十三年七月以降国会開設請願を元老院・太政官が受け付けなくなったことが分かる。

次に『新潟』の概況を述べる。明治十年四月七日に『新潟』が創刊された。同紙は創刊以来「言論界の大物」を迎え「全国的な論陣」を張った点が「異色あるもの」とされた。『新潟』に尾崎行雄あり、『秋田魁新報』に犬養毅ありと並称され、「全国的に威をふるう」ことになる。⁽¹³⁾この外にも尾崎は主筆以外に新潟県会指導、商工会振興、地方講演と社会啓蒙に「大きな足跡」を残した。⁽¹³⁾また『新潟』は明治開化期に果たした役割は計り知れない、自由民権思想の紹介・伝播に果たした「啓蒙的役割は高く評価」できる、発行部数増加が殊に著しい新聞として全国の有力地方紙の一つに数えられるに至る、とされている。⁽¹⁴⁾尾崎自身、当時の『新潟』は「地方新聞の尤」として大阪の大新聞と「対抗する程の勢力」を持っていたので勧められるままに承諾した、と回顧している。⁽¹⁵⁾『新潟』は「啓蒙的役割」を果たした地方有力紙であったことが分かる。

次に尾崎が主筆を務めた時代の『新潟』をみる。尾崎が主筆に就任した明治十二年は、『新潟』にとり飛躍への「節目の年」であった。明治十一年四月九日の社説欄創設以来七割以上を執筆してきた藤田九二が辞し、福澤諭吉の推薦を受けた古渡資秀が五月二十三日に主筆就任、社説で県民に積極性を求めるだけでなく、企業や商法会議所の設立、コレラ対策を主張した。しかし古渡自身がコレラで亡くなり、福澤の推薦を受け尾崎が主筆となる。翌十三年一月八日の『新潟』に、千葉県の桜井が新潟県会議長松村文次郎に送付した国会開設を求める会議開催・参加を呼び掛ける文書と、それを告知する松村の広告とが掲載された。これを受け小山が十五日に代表者上京を呼び掛ける文書を、山際は二十日に国会開設懇望協議会案を同紙に掲載した。国会開設問題以外にも『新

潟』には、明治十二年一月七日に、日本人による直輸出を求める福澤の文章が、同月十四日から十回に亘り慶應義塾の卒業生であり、『新潟』社友の西脇悌二郎の直輸出論が掲載された。六月四日には古渡が商法会議所の設立を主張した。尾崎自身も十一月二十日から三回に亘り商法講習所設置を主張していた。⁽¹⁶⁾つまり『新潟』は、国会開設問題や商取引等で県民を啓蒙する言論活動をしていたといえる。

次に、新潟における言論以外の尾崎の活動をみる。尾崎は新潟に赴任するにあたり福澤から心得を与えられ、地方人士の知識開発、すなわち新聞に執筆するだけでなく演説会を開き、商事思想を注入し、県会指導をするこの四点を求められていた。⁽¹⁷⁾以下字数制限上、演説会のみについて述べる。

尾崎の新潟県における演説に關し、明治四十二(一九〇九)年に発行された『新潟』第一万号の中で次のように言われている。尾崎が主筆として来てから演説を行ったが、これが新潟県での演説の始まりである、亀田の主だった人々が尾崎を招き通俗教育演説会を行ったが、これが亀田における最初の演説会である。⁽¹⁸⁾尾崎が新潟県に赴任してから、同県において演説が始まったことが分かる。

明治十三年一月二十七日、第一回新潟演説会が開催された。⁽¹⁹⁾表1からも分かるように爾後、ほぼ毎月十日と二十五日との月二回、定例会が開催された。⁽²⁰⁾尾崎の演説は主として新潟演説会で行われたが、同年二月には黒川で行われた。その模様を尾崎は次のように語る。新潟県に来てから文章により演説会の効能を説いたが、時勢の到らないためか数か月発会するものがなかった。しかし黒川の有志が演説社を作り、二月十五日に黒川演説会を発会する運びとなり、知人の高松卯太郎に促され参加した。演説は自分の「短所中の短所」だが、文化を開くのに大功あることを知っており、これをしきりに主張してきたので辞退する理由もなく参加した。⁽²¹⁾演説の必要性を説き続け、ついに黒川で演説会が開かれることになり、演説は「短所中の短所」でありながら尾崎は参加することにしたという。

表1 尾崎演説一覧

年月日	場所	タイトル
明治13年 1月27日	新潟演説会	安心楽命説(注1)
明治13年 2月10日	新潟演説会	散財ハ積財ヨリ難シ
明治13年 2月19日(注2)	新潟演説会	未定
明治13年 3月10日	新潟演説会	尚武論
明治13年 3月25日	新潟演説会	尚武論
明治13年 4月10日	新潟演説会	尚武論(注3)
明治13年 4月25日	新潟演説会	心之食物
明治13年 5月 8日	新発田演説会	
明治13年 5月 9日	中条町演説会	
明治13年 5月 9日	黒川町演説会	
明治13年 5月10日	新潟演説会	文明論
明治13年 5月25日	新潟演説会	開化ノ弊
明治13年 6月10日	新潟演説会	兵学論
明治13年 6月25日	新潟演説会	兵学論
明治13年 9月11日	亀田演説会	
明治13年10月16日	水原演説会	弊説
明治13年11月27日	水原演説会	兵学論
明治14年 2月19日	新潟演説会	譏誉論
明治14年 3月10日	新潟演説会	兵学論
明治14年 3月25日	新潟演説会	兵学論
明治14年 4月10日	新潟演説会	兵学論
明治14年 4月25日	新潟演説会	日本人種改良論
明治14年 5月14日	南蒲原郡教育演説会	
明治14年 5月25日	新潟演説会	男女同権論

『新潟』明治12年10月1日～明治14年8月31日より作成。

(注1)「社説 安心楽命説」(『新潟』明治13年2月17日)の冒頭に、1月27日に新潟演説会で自分が演説した文章である旨が記されている。

(注2)本来2月25日の定例演説会を繰り上げて2月19日に行われた(『新潟』明治13年2月19日)。

(注3)夜10時を過ぎたため尾崎の演説は次回に回された(『新潟』明治13年4月13日)。

續けて尾崎は次のように述べる。二月十五日、演説の前に黒川の士族の状態や民度を尋ねた。参加者は約二百名であり、演説終了後に演説を求められ再び演説をした。二月十七日、新潟市に戻る途中、中条から来た人に、中条でも演説会を起こす計画があり有志者が数十名に及ぶが方法が分からないので尾崎先生の指示を得て来月には発会したい、と頼まれ中条へ行つた。午後六時に有志のみを集め、一般の傍聴を禁止演説会を起こす方法・手順や、演説法を教えた。中条は商業により成つており性質が浮薄で進取の気力に乏しく、黒川に先を越された。自分が常に「士族の氣風を称揚」し商人氣質を賤しむのも理由があるが、これらの有志者が人民を覚醒させれば他日成功するかもしれない。⁽²²⁾ 当時の新潟県における演説への熱意がうかがわれる随筆であるが、新潟県における演説の先覚者としての尾崎への期待が分かるとともに、尾崎が民情を探り、「士族の氣風」を評価し商人氣質を賤しむとする言動は、後述する志氣振作論や尚武論に通底するものである。

本章より、新潟在住時の尾崎は福澤の教えに基づき、地方における啓蒙活動、すなわち県会指導、商事思想の注入、演説会実施を行ったことが分かる。次章では地方における啓蒙活動、すなわち『新潟』における尾崎の文筆活動をみる。

三 『新潟』における尾崎の主張

尾崎は明治十二年十月四日に新潟に来県し、約一週間後に「公人としての第一歩」である主筆としての所信を、二日連続署名入りで次のように述べた。新潟県の民情・県治を詳細には知らないため、常に抱く目途を述べる。「日本ノ元氣」は北方越後にありといわれることが自分の希望である。⁽²⁴⁾ 文化・進歩は南方に始まり北方はその成果を守り、日本でも文化は南方から始まり北方がその成果を守る。前稿で「日本ノ元氣」は北方越後にありとい

われることを希望すると言ったのも空望ではない。難渋な文章は避け「簡易ノ文章」を用いる。⁽²⁵⁾

右の所信より尾崎は、社説における簡易な言論により新潟県民の知識見聞を広めること、換言すれば新潟県民の啓蒙を企図していたこと、新潟に「日本ノ元氣」ありといわれることを重ねて強調したことが分かる。事実『新潟』における尾崎の主張は、福澤の教えに基づいた新潟県民の啓蒙を目的とする啓蒙論と、元氣を求める志氣振作論とに大別できる。「公人としての第一歩」である主筆として署名入りで、啓蒙と志氣振作とを所信としたのである。以下両論をみる。

啓蒙論は、さらに開化・教化論、新潟県会論、国政論に分けることができるが、字数制限上国政論のみについてみる。例えば新潟県を去る明治十四年初頭の社説の中で次のように尾崎はいう。日本の政治外交は「人心二背馳シ世潮ノ趣ク所ニ逆ヒ」、「不時ノ変動」も起こりかねない。国会開設論者は政府が国会を開設しないことを恨む。昨年は集会条例や新聞紙条例により言論の自由が制限され、今年も同様なら人民の不幸は極まる。この外にも露清両国の対立があり、紙幣が下落している。憂国者は安眠できない。⁽²⁶⁾ 国内における国会が開設されないことへの不満、言論の自由への制限や紙幣下落、国外における露清両国の対立といった人心・世潮に逆らう政治外交への不満を、年頭に述べた尾崎であったが、仕官約一月前には一転して政府への理解を示す主張を展開した。すなわち、新聞紙条例の要旨は粗暴論者が国安を妨げることを制するだけであり苛酷な簡条はなく、「真成愛國ノ論者」にとり有用な条例である。集会条例により日本における演説は政談演説が増え、日本人民の政治思想を湧起させた。⁽²⁷⁾ 日本政府は圧制でも自由でもなく、その「中道ヲ行ク者」である。

かように仕官一か月前、明治政府への評価を好転させた尾崎であるが、彼の国政論の大半は国会開設に関するものであった。新潟に赴任した明治十二年末には、次のように一年を回顧した。国外では条約改正や沖繩を巡る日清両国の紛擾があり、国内では府県会や国会開設等の問題があった。府県会開設による参政権の人民への分与

により、世人は益々国会開設を主張するようになった。人民が府県会という堂に入った以上国会という室に入ろうとするのは当然であり、その欲望が遂げられるのは遠くない。⁽²⁸⁾

明治十二年末には国会開設への希望を述べた尾崎であるが、翌十三年春まではかような希望が続いた。同年一月、次のように述べた。国会開設を求める「勢威焰々将ニ全国ヲ風靡セントスルノ有様」である。全国の志ある者が同盟して政府に請願すべきである。「今日ノ時機」を失ってはならない。新潟県人は気候により因循姑息であるが、山際・小山両氏は奮って国会開設に取り組んでいる。ただし煽動になると、「下民」の願いではないかと疑われるので得策ではない。⁽²⁹⁾

国会開設懇望協議会が開かれた明治十三年四月になるとさらに国会開設への尾崎の期待が高まる。「今日ノ最大急務」は国会開設である。国会開設の利益は庶民の政治思想を煥発することと、有志者の交際・通信を開くこととである。⁽³⁰⁾ 国会開設懇望協議会初日には尾崎は次のような演説をした。民智の発達により国会請願に至った。国会開設の「時機既ニ至レル」。国会開設に備え政府メンバーを強化したのはその証拠である。⁽³¹⁾

かように国会開設を「最大急務」とした尾崎は、前述の如く請願が受け付けられなくなった明治十三年夏になると、国会開設への希望を次のように一転させる。全国で国会論が唱えられるようになったが、中には自分の不平の為、あるいは世に雷同し、または名を売るために国会論を主張するものがある。政府から手続き方法、性質を聞かれ答えられなかった懇望者がおり、こうした民間有志者が国会の体面を傷つけることが大きい。自分が憤懣せざるをえないのは、こうした国会論者である。太政官・元老院吏員が国会懇望者を小児視するのはさもあるべきことであるが、政府が国会懇望者を憤激させるのは、彼らの背後にある全国人民を憤激させることになり得策ではない。⁽³²⁾ つまり尾崎は不平・雷同・売名に基づく国会論者を批判しつつも、国会論者を憤激させる政府への批判も行っている。したがって次のように二日連続で政府の処置を批判する。すなわち、政府の国会請願者への

措置を怪しむ。『朝野新聞』報道によれば、山梨県請願者に対し、太政官も元老院も請願を受理しなかったとい⁽³³⁾う。長野県請願者の請願書も太政官は受理しなかった。請願者は権理を伸張し国家の福祉を企図するものであり、政府の対応を知ると「憂国ノ涙」を流させるし、これに泣かないものは国に対して不忠である。請願権は「人民固有ノ権理」である。詔により漸次立憲政体を為すことが明示されたのであり、政府は請願書を受理すべきである⁽³⁴⁾。

かように国会開設への希望から、一転して国会開設請願者と政府とを批判した尾崎は十一月には、次のように請願者のみを批判するに至る。今年春頃より国会論者は総代を頼りに上京させ元老院に建白させ太政官に請願させているが、政府はこれを拒絶している。自分は数万人、数千人、数百人を代表する総代が拒絶に対処できない⁽³⁵⁾でいることを恐れる。十八・十九世紀の英国では、一つのことに一万の請願書があり、同国国会は受理した。あるいは次のようにいう。上京委員に堅忍不拔の志があるのか。上京委員は人力車で役所や大臣宅に出入するの⁽³⁶⁾なければ、酒に酔うなど懶惰かつ無気力であり、数通の上書や数回の奔走で政府を感動させられると思うのか。因循姑息に貴重な日々を送るだけだが、英国人民は一つのこと⁽³⁷⁾に四千通の請願書を出した。日本の国会論者は、国会を知らない愚民を煽動し、自分の党派に入れようと⁽³⁸⁾するにすぎず、政府を感動させられないのも当然である。上京委員の懶惰を責め、国会論者が益々努力することを望む⁽³⁹⁾。懶惰や党派性を根柢に、請願者を批判していたことが分かる。

以上が啓蒙論であるが、次に志気振作論をみる。新潟に来県した約一週間後、あるいは主筆としての所信を表明した翌日の社説で、尾崎は次のように語っている。新潟に来て日も浅いので新潟区民だけで判断すると、室内は暗く冬になると暗い室内に閉じこもり交際が少なくなり、「頑固、因循知識未発ノ一源」となっており、新潟人民は「実ニ奇快ノ人民」である⁽³⁷⁾。新潟区民との限定ながらも、「頑固、因循」、「奇快」という認識を示してい

る。来県した翌十三年二月には次のような認識を示している。気候と生活方法により人種が生まれる。越後地方は寒烈な気候で家に籠るため因循姑息であり、習慣によっても因循姑息である。ただし習慣による以上、矯正できる。⁽³⁸⁾ 前年同様因循という認識を示しているが、矯正の可能性にも言及している。

因循という認識は、新潟県民に対する批判だけではなかった。尾崎は明治十二年十一月、「社説 新潟県会ノ評判」の中で次のように述べた。新潟県会は守成・穩当であるが、世人も守成・穩当で進取果斷への信用を失っていることを悲しむべきであり、進取果斷でないと欧米の侵略を防げない。⁽³⁹⁾ 三日後に同じ標題で次のようにも述べている。日本人は守成・穩当であり因循姑息であり、淹滞不動となっている。新潟県会は守成穩当を通り過ぎ「因循姑息ノ萌芽」を呈しようとしている。守成・穩当に欺かれず進取果斷を利用し興すべきものを興せば、新潟県会は上等・卓絶と称されることは難しくない。⁽⁴⁰⁾ 新潟県に赴任した翌月の段階で、「新潟県会ノ評判」と題する社説で新潟県会のみならず、日本人を因循姑息と認識していることが分かる。

前述のように矯正の可能性に言及していた尾崎は、明治十三年九月になると、因循姑息な日本人への対策を述べるに至る。三日連続で掲載された「社説 元氣振作論」がその好例である。尾崎は次のようにいう。国が国でありうるのは人がいるからであり、人が人でありうるのは、元氣があるからである。⁽⁴¹⁾ 元氣が衰えれば国家は滅び、元氣が盛んになれば国家は興る。元氣のない国が虎視眈々たる世界に立つので条約改正が困難なのは当然である。愛国者が努めるべきことは元氣を振作することだけである。⁽⁴²⁾ 戊辰戦乱後は元氣が強壮であった。元氣振作法は小学校教育によるしかなく、児童の活発な精神を拘束すべきでない。⁽⁴³⁾ 次章で述べる尚武論と似た主張が展開されている。

明治十三年十月には志氣振作について「社説 帯劍論」で次のように言う。自分が帯刀を求める理由は、第一に国家が隆盛を期し人民に自立心を求めるからである。帯刀により、人民の志氣を振作し自立させることである。⁽⁴⁴⁾

第一章	総論
第二章	文弊
第三章	文徳
第四章	武弊
第五章	武徳
第六章	内勢

第二に現在は「禽獸世界」であり強い腕力と活発な志気を有さないと世界に対応できない。西洋諸国は武により体力を強化している。多数兵学校があり、小学校において操銃を教えており、米国では農学校に兵学課がある。競舟、ボクシング等により心身を強化している。強い体力と勇壮な志気がないと「禽獸世界」に対応できないことを知るものは帯刀を勧める筈である。政府が帯刀を人民の自由にすれば人民の志気は振い、依頼心が減少し柔弱の風は去る。日本は、税・法権を回復し富強国となる。⁴⁵ 廢刀令は明治九（一八七六）年に出されており、したがって同社説は廢刀令自体を批判することよりも、志気振作の方便としての主張であると解釈できる。

本章より尾崎の言論は、『新渴』主筆としての所信のとおり、啓蒙論と志気振作論とに二分されていたことが分かる。また志気振作論は次章で述べる尚武論に通底するものであった。

四 尾崎の尚武論

著作『尚武論』の章立ては、同書目次によれば左記のとおりである。

第七章 外勢
第八章 尚武
第九章 法策
第十章 国家興亡之常勢

『新潟』に掲載された一連の「尚武論」に関する社説は、日付順に示すと表2のとおりである。
著作『尚武論』と『新潟』に掲載された一連の社説とを比較すると、次の点を指摘することができる。

- ・ 単行本の「第八章 尚武」に相当する社説は、発表されていない。
- ・ 「尚武論抄録」は「抄録」と記されているが、単行本と相違はない。
- ・ 「尚武餘論」と「尚武論ノ質疑ニ答フ」とは、単行本に存在しない。
- ・ 「尚武論拔萃」は「拔萃」と記されているが、単行本と相違はない。
- ・ 「尚武論 第二章 文弊」は、筆者がみたマイクロフィルム版『新潟』⁽⁴⁶⁾には『新潟』明治十三年三月三十一日付が存在しないため、⁽⁴⁷⁾同上紙に掲載されたか否かは不明である。
- ・ 尾崎は明治十四年七月十四日に上京したとされており、⁽⁴⁸⁾七月二十一日分以降は尾崎が『新潟』主筆を離任してから掲載されたことが分かる。
- ・ 七月三十日付社説の冒頭に、「左ノ論文ハ前総理尾崎行雄ガ嘗テ稿スル所ノ尚武論ノ拔萃ナリ今之ヲ写シテ社説欄内ニ揚ク 編者識」との記述がある。

表2 社説尚武論一覧

社説題名	年月日
尚武論 第一章 惣論 ^{マツ}	明治13年3月30日
尚武論 第三章 文徳	明治13年4月1日
尚武論 第四章 武弊	明治13年4月2日
尚武論 第四章 武弊 (昨日ノ続キ)	明治13年4月3日
尚武論 第五章 武徳	明治13年4月6日
尚武論 第五章 武徳 (昨日ノ続キ)	明治13年4月8日
尚武論抄録 内勢篇	明治13年7月3日
尚武論抄録 内勢篇 (昨日ノ続キ)	明治13年7月4日
尚武論抄録 外勢篇	明治13年7月13日
尚武論抄録 外勢篇 (昨日ノ続キ)	明治13年7月14日
尚武餘論	明治14年1月20日
尚武餘論 (続稿)	明治14年1月21日
尚武餘論 (続稿)	明治14年1月22日
尚武餘論 (続稿)	明治14年1月23日
尚武論ノ質疑ニ答フ 上篇	明治14年2月4日
尚武論ノ質疑ニ答フ 中篇	明治14年2月5日
尚武論ノ質疑ニ答フ 下篇	明治14年2月6日
尚武論拔萃 国家興亡之常勢	明治14年7月20日
尚武論拔粹 国家興亡之常勢 (続稿)	明治14年7月21日
尚武論拔萃 国家興亡之常勢 (続稿)	明治14年7月22日
尚武論拔萃 尚武法策	明治14年7月30日
尚武論拔萃 尚武法策 (前号ノ続)	明治14年7月31日
尚武論拔萃 (尚武法策) (前号ノ続キ)	明治14年8月3日
尚武論拔萃 尚武法策 (前号ノ続)	明治14年8月9日
尚武論拔萃 尚武法策 (前号ノ続)	明治14年8月14日

『新潟』明治12年10月1日～明治14年8月31日より作成

以下『尚武論』を検討するが、『初版』と『再版』とは後述するような差異があるものの内容に大差はないこと、筆者が閲覧した『初版』には「第四章 武弊」が欠落していること、⁽⁴⁹⁾『新潟』に掲載された一連の『尚武論』に関する社説と『再版』とは内容に大差はないことより、『再版』に基づくこととする。ただし「緒言」は、『初版』のものを見る。

最初に、『尚武論』執筆状況を知るため、明治十四年二月の「尚武論ノ質疑ニ答フ」を検討する。五日、六日の中・下篇は尚武の必要性に関する質疑（乙、丙）とそれへの回答とである為、上篇のみを分析する。尾崎はいう。痛憤鬱屈している際に『初版』は成ったため主張が偏僻であることを恐れ、その数章を新聞に掲載したが反論はなく、数通の質疑があり、例えば「今日ノ最大急務」である国会開設を後回しにして外邦の凌辱や内勢の危急を救えるのかという質疑があった。国会開設より「大ナル者トハ何ソ尚武是ノミ」。国会を開設し人民が参政権理を伸ばしても外邦が虎狼の邪欲を擅にすればどうやって国土を守るのか（四日）。痛憤鬱屈の際に『初版』を執筆したこと、「今日ノ最大急務」である国会開設より尚武が「大ナル者」であるとしていたことが分かるが、『初版』完成後に出版せず、まず数章を新聞に掲載し、いわば瀬踏みをしたことが注目される。

次に『初版』緒言をみる。明治十三年五月に記された「緒言」で尾崎は次のようにいう。今や国会開設論は全国で述べられているが、自分は「世潮ノ流勢」に逆らい世の人々の注意を促す。国会開設は急務でないわけではないが、これよりさらに大きな「天下ノ大計」がある。日本内外の情勢は危ういが、これを救うのは武を尚び柔弱な氣風を掃蕩することである。国会開設は国家の強弱に与かりはしない。人民が柔弱なままでは民権は僅かに伸びても国権が即座に挫折する恐れがないとは言えず、これは自分が武を尚び柔弱な弊習を掃蕩することを「方今ノ最大急務」とする理由である。国会を不可・不急とするのではなく「尚武ノ一層急務」であることを言いたいだけである。国会開設を急務とするのは「今日ノ輿論」であり、尚武を求める意見は少数であり、この点も自

分が尚武を急務とする理由である（一―三頁）。「緒言」でも尾崎は国会開設を「世潮ノ流勢」であることを認めながらも、尚武を「天下の大計」、「最大急務」、「一層急務」と見なしていたことが分かる。

次に『再版』の本論をみる。「第一章 総論」で国家が尚ぶべきものは文か武であるが、いずれであるかは時勢や国により違おうと指摘し（三頁）、「第二章 文弊」、「第三章 文徳」、「第四章 武弊」、「第五章 武徳」で、文と武との長短所を明らかにした後、第六章以降で次のように主張する。

「第六章 内場」では、徳川二百七十年が柔弱であったことを批判し、幕末に柔弱の「弊風」を掃蕩して王政復古となった、前代未聞の文明化をしながら外国の制度風俗に心酔し徳川時代の世態を明治に再演し柔弱の「悪弊」が盛んになった、としている（三九―四六頁）。柔弱な内勢を「弊風」、「悪弊」と批判していることが分かる。

「第七章 外勢」では、国家の安全は国内より国外と関係する、外交は「禽獣ノ道」により行われる、「腕力はレ権理」であるため日本は条約改正に苦しみ各国は軍備をする、「虎狼世界」にあるものはこれに処する方法を講じなければならない、としている（四九頁、五四―六頁、五八頁）。「禽獣」、「虎狼」の「腕力」に処すべきことを求めている。

「第八章 尚武」では、内勢が因循姑息であり外勢が「虎狼飽ク無キノ求メ」を抱く以上日本も「虎狼」たるのみである、日本の武が欧米の武を圧すれば税・法権を回復できる、「虎狼世界」の中で国威を全うし人民を保護する方法は武しかない、内勢は文弊により「国家ノ元氣」が阻喪する、尚武は「今日ノ最大急務」である、結論としては尚武により内憂外患を掃い、「国家ノ隆盛」を期すべきである（六一―六頁、六八―九頁）。第一章で文武の何れを重視するかは時勢や国により違おうとした尾崎は、内外勢より、現状の日本は尚武が「最大急務」である、と結論づけた。

「第九章 法策」では、尚武にするための五策を挙げている。第一に歳入に占める軍事費の割合を、現在の六

分の一から五分の一に上げる。第二に小・中・大学に兵課を設け、操銃・行軍を教える。第三に、剣道・相撲・馬術・競舟・狩猟等の勇武な遊戯を奨励する。第四に三国志、水滸伝、梅曆、八丈伝等の歴史小説により尚武を行う。第五に政府による弱者保護を減らす。尚武の気風により税・法権を回復し、他国からの凌辱を防ぐ(七二―六頁、七九―八三頁、八六―七頁、九二―四頁)。

「第十章 国家興亡之常勢」では、国内外の歴史からも尚武が必要であることを説く。すなわち、神武天皇即位後二千五百有余年、武風が盛んな時は栄え文弊が入ると衰えた。帝室が兵権を握っている時は乱を抑えたが、中国大陸から制度文物が入り文弊となり兵権は下の者に移り、外戚が威服を弄し時に「英主賢臣」があっても衰退した。源、北条、足利、織田、豊臣、徳川が起ころもやがて文弊となった。徳川の因循姑息に志士が憤激し王政復古となった。日本だけでなく中国や西洋も同様であり、尚武以外にない(九六―一〇四頁、一〇六頁)。

次に単行本『尚武論』にない「尚武餘論」の内容をみる。尾崎は次のようにいう。日本人に勇氣がなく褒貶賞罰がないから尚武が必要である。道徳を改め文明を進め学芸を研ぎ国榮を増やそうとするならまず武を尚ばないといけない(二十一日)。国家の盛衰は「人民元氣ノ振不振」にある。開国以来日本帝国人民固有の勇武の氣象は全く無くなり、柔弱になり元氣を失った。自分が尚武論を著わしたのは、帝国人民を勇武にし、毀譽にこだわらず善を賞し悪を貶し日本を富強に趣かせる道を開こうとしたからである。しかし世上の毀譽を恐れ、公然と尚武論を褒貶するものが一人もない。「世潮ニ漂動」されて国会請願をし、人民は志操を確立しておらず、大事を為そうとしない。尚武により人民の怯弱の習を破らないといけない(二十三日)。つまり怯弱を破るだけでなく、毀譽にこだわらないためにも尚武を求めていること、毀譽を恐れ『尚武論』を褒貶するものが一人もいなかったため「尚武餘論」を執筆したことが分かる。国会開設運動を「世潮ニ漂動」されたものと認識している点が注目される。

明治二十（一八八七）年十月、尾崎は『再版』を出版するが、同書を検討する前に、明治二十年における彼の言動をみる。同年同月、彼は『訂正 少年論』を出版している。内容は次の如くである。現在の日本の弊害は「守成の老氣」が跋扈していることであり、これを救うのは少年の「活発敢為の氣象」を注入することである。今日の弊害は人々が因循姑息に流れることであり、これを救うのは少年の「慷慨激烈の氣象」を注入することである。王政維新は活発な少年により成ったが、今の少年は社会の空気に腐敗させられ因循になっているだけである。誰かが奮起して率先すれば周囲の者は覚醒し「活発敢為の氣象」を振作するに違いない。王政維新から今日までの歴史は「老壯軋轢」の歴史である。驕奢懶惰が社会に流行するのは前途に望みのない老人が社会に跋扈する為であり、これを矯正するのは前途に望みのある少年である。老人に望むことは因循姑息を脱却し「敢為活発の氣象」を振作することであり、それが出来ないのなら勇退して欲しい。壮士の勢力は強く輿論を動かす。壮士は「社会の動氣」、「国家の生力」である。壮士は社会を覚醒させ、活発にし国家を強健に人を勇敢にする⁽⁵⁰⁾。つまり尾崎は、少年が「活発敢為の氣象」をもち、「社会の動氣」、「国家の生力」である壮士になる事を求めるのであるが、同書に対し、「過激は即ち過激」であるとの評価がなされた⁽⁵¹⁾。また尾崎自身は執筆意図を昭和十三（一九三八）年に、少年を「煽動する為」、少年を煽り「政府を虐めてやらう」と思い書いたと述べている⁽⁵²⁾。つまり明治二十年になると尾崎の言論は、少年を「煽動」し「政府を虐め」ることを目的としていたことが分かる。

次に明治二十年における尾崎の政治活動をみる。同年の条約改正反対運動における自身の活動と、保安条例違反による東京退去とを、尾崎は次のように述べる。政府は条約改正を断行しそうになり、「切羽つまつて」明治二十年十二月二十四日の夜、相談会を開いた。自分は「戯れに」、各所で放火をし東京を火の海にする、参内する大臣を殺し大蔵省の金庫から軍用金を取るのもよいだろうというのと、一座の者は大笑いし十二時頃散会した。この「戯談」を密偵により政府に報告されたと聞き、啞然とし、「馬鹿げた戯談」は言うものではないと後悔し

た。⁽⁵³⁾ 切羽詰まり壮士によるテロ行為という「馬鹿げた戯談」をしたことにより、東京退去となったというのである。なお、同年十二月二十六日、召喚された尾崎は「愕然一驚」し理由を聞いた、今後は号を学堂から愕堂とし今回の件を著作にする、と報じられた。⁽⁵⁴⁾ また尾崎の恩師福澤諭吉は保安条例による処置を次のように評した。水が溢れようとし火が燃え上がろうとするのを防ぐには「一時の力」を用いる外はない。壮士が政治を語るのはこの水火のようなものであり、保安条例により壮士を処分するのは「臨時の処分」として「止むを得ざること」である。壮士の処分が一段落した今後は、官民は調和すべきである。政府も民間政治家の「長者」も確執なく打ち解けることを望む。⁽⁵⁵⁾ 同社説の主眼は政府と穏健な民間政治家との官民調和を求めることであるが、「一時の力」、「臨時の処分」として保安条例による処置を「止むを得ざること」としている。つまり尾崎自身の「戯談」という主観はともかく、客観的には保安条例を適用される行動であった。

明治二十年に少年を煽り「政府を虐めてやらう」として、「過激」とまで評された『少年論』を出版し、壮士によるテロ行為という「戯談」により、恩師福澤から「止むを得ざること」と評される東京退去になった、換言すれば反政府行動を企図した尾崎は、同年十月『再版』を出版した。『初版』と『再版』とを比較すると、因循姑息という内憂と「虎狼世界」という外患とを尚武により掃い国家隆盛を期すべきであるという内容に大差はないが、相違点も存在する。第一に「緒言」が異なる。「再版尚武論緒言」では冒頭、再刊に際し改修しないのは「旧時ノ面目」を残したいこと、「尚武ノ氣風」を励まし「国家ノ氣風」を起こす必要は今日でも益々深いからである」と述べた後、同年三月に自身が出版した政治小説『新日本 第二卷』から引用する。すなわち、薩長が二十余年政権を握り続けるのは、全国が分裂しているからである。薩摩人は皆壮武であり「尚武の氣風」を養っているが、薩摩以外は柔弱なため、政権を握り続けるのは偶然ではない。このままでは国会開設後も薩摩人が政権を掌握する。「尚武の氣風」を全国に養成するには、地方税目に操練費を加え地方の人々に撃劍操銃をさせ「尚武

の気風」を鼓舞すれば「藩閥政治の弊患」を初めて除き外国の侮辱を攘えるに違いない。これは引用だが、尚武の意味にはかならない。⁽⁵⁶⁾『初版』の「緒言」では国会開設より尚武が急務であることを説明していたが、『再版』では自著の引用より「藩閥政治の弊患」を攘う為の尚武論を唱えている。

第二の相違点は、若干の修正があることである。前述の如く「第九章 法策」は、尚武の為の五策が述べられており、五策目として政府や警察の保護を減じ人民を自立させることを求めている。同章における、政府の保護は人民の依頼心を増長させる弊害があるという記述と、日本政府の人民への保護が優渥に過ぎるといふべきではないという記述との間に、『再版』では「墺国人民ノ萎靡振ハサルハ警察政治ノ遺毒ニ非スヤ」という記述が挿入されている。⁽⁵⁷⁾オーストリアでは警察政治により人民を「萎靡」させているというのであるが、オーストリアの警察政治に名を借りた日本政府批判とも読める。

本章より、明治十三年に出版された『初版』と、尾崎が「政府を虐めてやらう」として『少年論』を出版し、あるいは条約改正反対運動の際の「戯談」により東京退去となった明治二十年に刊行された『再版』とは、尚武の意味合いが変化していたことが分かる。換言すれば、藩閥政府批判の為の尚武論に変質していたといえる。

五 結 び

明治十二年十月、尾崎は『新濁』主筆として新潟県に赴任し、同十四年七月、統計院仕官のため上京した。二年足らずの新潟在住時に、恩師福澤の助言通り、地方人士の啓蒙、すなわち主筆としての言論活動の外に、県会指導、商事思想の注入、演説指導を实行了。『新濁』の社説では、新潟県民を開化・教化する主張の外に、県会論、国政論といった啓蒙論と、志気振作論とを展開した。また国会開設を「今日ノ最大急務」と認識しながら

も、因循姑息という内憂と「虎狼世界」という外患を掃い国家隆盛を期すべく、武を尚ぶべきという『尚武論』は、「憲政の神」尾崎の処女作でありながら、憲政論とは無縁であった。しかし明治二十年の『再版』では藩閥政府批判の為の尚武論へと変質していた。

明治末期に尾崎は、それまでの著作・評論・詩歌をまとめた著作集『愕堂集』の序文で、次のように述べた。自分の言論は「政治家の見地より、時代々々の必要に応じ」述べたもので、「前後の論旨互に撞着」するものが少なくない。読者が「其年月及び時勢を参酌」することを望む⁽³⁸⁾。つまり尾崎自身が「時代」や「時勢」に応じ自分の言論を変化させたことを認識していたことが分かる。また前述の如く筆者が指摘したように、尾崎は生涯において言動を変化させてきた。処女作『尚武論』は、かような変化の嚆矢といえる。

(1) 尾崎自身が主筆について次のように説明している。論説記者の主任を主筆と称し、編輯全体を指揮した。自分は主筆だけでは満足せず、初めから新潟新聞総理と署名、営業方面まで指揮し、社長を更迭したこともあった(尾崎行雄『愕堂自伝』(以下『自伝』)〈愕堂自伝刊行会、昭和十二年二月二十日〉四六頁)。尾崎が新潟在任時の『新潟』四面には同新聞社役職名が記されており、明治十二年五月二十五日付から同年八月十日付までは、主幹古渡資秀、同年十月七日付から明治十四年七月二十二日付まで「総理尾崎行雄」と記されている。同紙明治十四年七月二十三日付で統計院権少書記官尾崎行雄の人事が発表され、同上紙では仮編輯長知野勝直と記されている。

(2) 尾崎が「憲政の神」と称されたことや、『尚武論』出版を機縁とする尾崎の政界入りに関しては、拙稿「尾崎行雄の生涯と思想」(『平成法政研究』第二十二卷第二号(二〇一八年三月)所収)を参照のこと。

(3) 木戸銘之助『日本帝国 国会議員正伝』(田中宗栄堂、明治二十三年九月二十日・再版、『日本人物情報大系 第23巻』(皓星社、二〇〇〇年一月一日)以下同社復刻版は皓星社版と表記し、巻数のみを記す)五〇六頁。

(4) 「統 現代人物一百人 尾崎行雄」(『日本及日本人』第八二六号(大正十一年一月一日)一五五頁)。

- (5) 岩崎徂堂『壯談快拳 歴代閣僚伝 青少年時代編』（玲文社、昭和九年四月十五日・増訂二十一版、皓星社版・第二十八巻）八六〇頁。
- (6) 伊佐秀雄『尾崎行雄伝』（尾崎行雄伝刊行会、昭和二十六年四月二十日）八八一頁。
- (7) 栄沢幸二『大正デモクラシー期の政治思想』（研文出版、一九八一年九月十一日）一五〇、一六三、一六六、一六八頁。
- (8) 奈良岡聰智「解説―『憲政の神様』から見た憲政史」（尾崎行雄『民権闘争七十年 罌堂回想録』（講談社学術文庫、二〇一六年七月十一日）所収）三五八頁。
- (9) 例えば中原信雄は国会開設までの言動を中心にした尾崎の対外強硬論の考察を、一八八二（明治十五）年の壬午事変を受けて尾崎が書いた「朝鮮叛徒討たざる可らず」から始めており、『尚武論』に言及していない。「尾崎行雄における対外強硬論の論理」（『日本歴史』第一五〇号（一九六〇年十二月）所収）。宇野俊一は明治・大正・昭和期の尾崎の生涯を簡明に紹介し信念を曲げなかった「孤高の政治家」と評しているが、『尚武論』に言及していない。「尾崎行雄―孤高の政治家の信念と遺言」（『日本平和論大系 6 吉野作造 石橋湛山 尾崎行雄』（日本図書センター、一九九三年十一月二十五日）所収）四六〇―四六一頁。阪上順夫は尾崎の選挙を分析した書籍の中で、『新潟新聞』に連載された「尚武論」が書籍化され政府入りとなったことを紹介している（『尾崎行雄の選挙―世界に誇れる罌堂選挙を支えた人々』（和泉書院、二〇〇〇年三月二十八日）一〇頁）。塚本英樹は政治家としての尾崎の中国政策分析を主として分析した論文で、明治十五年の壬午事変を契機に尾崎が書いた「日清両国は向後如何に朝鮮を処置すべきか」から分析を始めており、『尚武論』に言及していない。「尾崎行雄の対外認識の変遷―中国政策を中心に―」（『法政史論』第三十四号（平成十九年三月）所収）。季武嘉也は衆議院憲政記念館が実施した犬養毅と尾崎行雄の特別展のパンフレットで、政治教育、罌堂会の結成、雑誌を通じた青年の啓蒙という画期的な観点から尾崎の足跡を分析し、慶應義塾で福澤諭吉に認められ、ジャーナリストから統計院官吏となったが、明治十四年の政変で下野し立憲改進黨に参加したと、政界入りの経緯を紹介しているが、『尚武論』に言及していない（季武嘉也「木堂・罌堂と青年」（『普通選挙を目指して―犬養毅・尾崎行雄―特別展』（衆議院憲政記念館、平成二十八年十一月九日）所収）六一―八頁」。

- (10) 前掲「尾崎行雄の生涯と思想」の外に、「尾崎行雄の国際協調論」(『法学研究(中村勝範教授退職記念号)』第六十八巻第一号(平成七年一月二十八日)所収)、「尾崎行雄の普通選挙論」(『選挙研究』第十三号(一九九八年二月二十八日)所収)、「尾崎行雄の軍備縮小論」(『平成法政研究』第六巻第一号(二〇〇一年一月三〇日)所収)、「翼賛選挙と尾崎行雄―尾崎の政治思想との関連―」(『平成法政研究』第九巻第二号(二〇〇五年三月三十一日)所収)、「尾崎行雄のシナ征伐論」(『平成法政研究』第十九巻第一号(二〇一四年十月三十一日)所収)、「第一回総選挙と尾崎行雄」(『平成法政研究』第二十四巻第二号(二〇二〇年三月二〇日)所収)、「第二回総選挙と尾崎行雄」(『平成法政研究』第二十五巻第二号(二〇二一年三月二十日)所収)、「第三回帝国議会衆議院議員総選挙と尾崎行雄」(『平成法政研究』第二十六巻第一号(二〇二二年十一月三十日)所収)を参照のこと。
- (11) 升味準之輔『日本政治史1 幕末維新、明治国家の成立』(東京大学出版会、一九九一年六月十日)五三頁。
- (12) 以上新潟県内の政治情勢は、永木千代治『新潟県政党史』(新潟県政党史刊行会、昭和三十七年九月二十日)一〇二頁、一九頁、二九―三三頁、三七―九頁、四三―四頁、四六頁、五一―二頁、新潟県編『新潟県史 通史篇6 近代1』(以下『県史』)(新潟県、昭和六十二年三月三十日)五七〇頁、五七二―三頁、五七五頁を参照のこと。
- (13) 以上『新潟』創刊経緯と尾崎の活動については、松井敬『新潟新聞史』(日本新聞協会編『地方別 日本新聞史』(日本新聞協会、昭和三十一年九月二十五日)所収)一七五頁を参照のこと。
- (14) 『県史』、五五九―六〇頁。
- (15) 『自伝』、四二頁。
- (16) 『新潟日報源流130年 時代拓いて 越佐新聞略史』(以下『略史』)(新潟日報社、二〇〇七年十一月一日)三八頁、四六頁、六四―五頁。
- (17) 『自伝』、四五頁。
- (18) 「新潟の珍しいもの」(『新潟』明治四十二年六月十三日)。新潟市にいと金がかかるため、尾崎は日曜日になると亀田へ来て一日を過ごしたという(大倉悌二「創始時代の本紙」(同上紙))。
- (19) 尾崎行雄「社説 新潟演説会」(『新潟』明治十三年一月二十八日)。同社説の冒頭、自分は新潟に来て直ちに演説の必要な理由を弁じたと述べられており、尾崎は明治十二年十月十五日から十七日にかけて、「社説 演説論」を掲

載していることから、「社説 新潟演説会」も尾崎執筆とみなす。

(20) 二十五日は「本会の定日」(『新潟』明治十三年四月二十八日)との記述がある。『県史』でも、月二回程度新潟演説会が開催されたとされている(五九〇頁)。もつとも同上書は、新潟演説会が発足したのは明治十三年二月としている(同頁)。

(21) 琴線小史「随筆 黒川紀行」(『新潟』明治十三年二月二十一日)。琴線は尾崎の号である。

(22) 琴線小史「黒川紀行(前号の続き)」(『新潟』明治十三年二月二十四日)。

(23) 尾崎は十月四日に来県したが、旅の疲れで二、三日休み、その後文壇に登場すると報じられた(『新潟』明治十二年十月七日)。

(24) 尾崎行雄「社説 愚見ヲ書シテ読者ニ質ス 上篇」(『新潟』明治十二年十月十日)。

(25) 尾崎行雄「社説 愚見ヲ書シテ読者ニ質ス(下篇)」(『新潟』明治十二年十月十一日)。

(26) 「社説 新年所感」(『新潟』明治十四年一月五日)。

(27) 「社説 日本政府ハ圧制政府ニ非ス」(『新潟』明治十四年六月二十二日)。

(28) 「社説 歳末回顧」(『新潟』明治十二年十二月二十八日)。

(29) 「社説 時機失フ可ラス」(『新潟』明治十三年一月二十日)。

(30) 「社説 国会開設懇望協議会」(『新潟』明治十三年四月九日)。

(31) 「社説 演説大意」(『新潟』明治十四年四月十日)。冒頭で同社説は四月六日の国会開設懇望協議会初日の尾崎の演説大意であることが述べられている。

(32) 「社説 国会懇望者ハ政府ノ為メニ小児視セラル」(『新潟』明治十三年七月一日)。

(33) 「社説 政府ノ国会請願者ヲ処スルノ目的如何」(『新潟』明治十三年七月十日)。

(34) 「社説 政府ノ国会請願者ヲ処スルノ目的如何(昨日ノ続)」(『新潟』明治十三年七月十一日)。

(35) 「社説 国会開設懇望委員ハ上京シテ何ヲ為スヤ」(『新潟』明治十三年十一月二十七日)。

(36) 「社説 国会開設懇望委員ハ上京シテ何ヲ為スヤ(続稿)」(『新潟』明治十三年十一月二十八日)。

(37) 「社説 新潟人民」(『新潟』明治十二年十月十二日)。

- (38) 「社説 気候之影響」〔『新潟』明治十三年二月三日〕。
- (39) 「社説 新潟県会ノ評判」〔『新潟』明治十二年十一月十六日〕。
- (40) 「社説 新潟県会ノ評判(続篇)」〔『新潟』明治十二年十一月十九日〕。
- (41) 「社説 元氣振作論」〔『新潟』明治十三年九月三日〕。
- (42) 「社説 元氣振作論(続稿)」〔『新潟』明治十三年九月四日〕。
- (43) 「社説 元氣振作論(続稿)」〔『新潟』明治十三年九月五日〕。なお「元氣振作論」は『旧全集』第四卷に所収されているが、同上巻は初出を明治十四年としている。
- (44) 「社説 帯剣論 第五」〔『新潟』明治十三年十月九日〕。
- (45) 「社説 帯剣論 第六」〔『新潟』明治十三年十月十日〕。なお「帯剣論」の初出を『旧全集』第四卷は明治十三年としているが、正確には明治十三年十月二日、五日、七日、八日、九日、十日である。
- (46) 東京大学法学部所蔵(日本マイクロ写真、昭和四十二年十一月)
- (47) 明治十三年三月三十日付が第八百九十二号で、同年四月一日付が第八百九十四号であるため、明治十三年三月三十一日付は欠号ではなく、日本マイクロ社版に存在しないと予測できる。
- (48) 『略史』、六七頁。
- (49) 目次には「第四章 武弊」と記されている。
- (50) 学堂尾崎行雄『訂正 少年論 第六版』(博文堂、明治二十四年九月二十八日) 一五頁、二六頁、二八頁、三八頁、四一頁、四五―六頁、四七―八頁、五四頁。同書で、孔明が天下三分の計を抱いたのは二十六・七歳、ピットが首相になったのは二十三・四歳、グラッドストーンや Дизレイリは二十二・三歳で政界雄飛の端緒を開いたと述べていることから(同上書、二〇―一頁)、尾崎が言う少年とは二十代の若者を指すと思われる。
- (51) 「少年論」〔『出版月評』第六号(明治二十一年一月二十五日)所収、復刻版・龍溪書舎(一九八三年十二月十五日)〕 二七頁。
- (52) 『尾崎行雄談話速記 第一回 昭和十三年五月二日』〔憲政史編纂会旧蔵 政治談話速記録 第2巻 井上敬次郎氏談話速記・尾崎行雄氏談話速記』(ゆまに書房、一九九八年十一月二十五日)所収) 一九八頁。

- (53) 前掲尾崎『日本憲政史を語る (上)』、一七六―七頁、一八一頁。
- (54) 「雑報」(『時事新報』明治二十年十二月二十九日)。
- (55) 「社説 今後を如何せん」(『時事新報』明治二十年十二月三十日)。同社説は『福澤諭吉全集 第十一卷』(岩波書店、昭和三十五年八月一日)に所収されている。
- (56) 「再版尚武論緒言」、一―五頁。
- (57) 『再版』、九三頁。
- (58) 櫻堂市隱「自序」(『櫻堂集』(『讀賣新聞社、明治四十二年五月二十八日』)所収) 一頁。